秋田県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)のお知らせ

【家計急変による申請】

- ※課税世帯であっても、家計急変により保護者等の収入が激減したことで非課税世帯に相当すると みなすことができれば、奨学給付金の対象となります。
- ※災害などに起因しない離職(定年退職等)は家計急変の対象となりません。

●支給要件

令和7年7月1日現在、次のすべてに該当する世帯

- ・保護者(親権者)等が秋田県内に住所を有していること。
- ・保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当の世帯。
- ・生活保護(生業扶助)を受給していないこと。
- ・就学支援金または学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること。
- ※保護者等が県外在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

●生徒一人あたりの給付額(7月までに家計が急変した場合)

世帯区分	全日制等	通信制
①生活保護 (生業扶助) 受給世帯	52, 60	00 円
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世	152,000 円	52, 100 円
帯		

^{※7}月以降に家計が急変した場合は、申請のあった翌月以降の月数により金額が変わります。

●生徒一人あたりの給付額(災害等につき1回に限る)

給付対象の世帯区分	全日制等・通信制
上表②の世帯	81,000円
※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・	
毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である	
場合について	

●申請方法

※申請書は県ホームページからダウンロードできます。申請書の郵送を希望される場合は、 下記問い合わせ先までご連絡ください。

●申請期限

令和7年8月29日(金)(必着)

※提出期限後に家計が急変したことにより申請を希望する場合は、電話連絡の上、手続き方法等 を御確認ください。

●給付方法

給付決定後、県が直接申請者(保護者等)の口座に振り込みます。(10月末予定) ※申請書類等に不備がある場合は、支給が遅れることがあります。

●提出書類

①家計急変の発生事由が分かる書類

・離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など

②家計急変前と家計急変後の収入がわかる書類

- ・家計急変前・・・課税証明書の写し等
- ・家計急変後・・・会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等

※収入見込額には、退職金、失業手当は含めません。

③「秋田県高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書」(様式1-3)

- ・記入にあたっては「記入上の注意」「記入例」をよく読んで記入してください。
- ・記入上の誤りは、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

④在学証明書(学校所定の様式)

⑤振込口座届(様式10)と通帳のコピー

・口座は申請者(保護者等)本人名義のものに限ります。

⑥制服の再購入に係る誓約書(様式13)と罹災証明書等

- ※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の 購入が必要である場合における給付額の加算を受けようとする場合のみ
- ・再度、制服の購入が必要であることについて、高等学校等による証明書(様式13)等を 添付してください。

※確認のため、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

【問合せ先・書類送付先】

※郵送の場合は、追跡可能な簡易書留や特定記録郵便により郵送してください。

(私立専修学校・各種学校) 秋田県あきた未来創造部 高等教育支援室 〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 Tel 018-860-1223

【秋田県ホームページ】

「秋田県高校生等奨学給付金制度について(私立学校・各種学校)」

※私立高等学校、国公立高等学校等についての問合せ先

(私立高等学校) 秋田県教育庁総務課 総務・私学チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 Tel 018-860-5111

(国公立高等学校等) 秋田県教育庁高校教育課

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 Tel 018-860-5161